



平成 30 年 11 月 30 日

各 位

株式会社省電舎ホールディングス
代表取締役社長 西島 修
(コード 1711 東証 2 部)

問い合わせ先：取締役管理本部長 田中 圭
(03-6821-0004)

課徴金についての審判手続開始決定に対する答弁書の提出について

当社は、平成30年11月20日付で「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告及び特別利益の発生に関するお知らせ」をお知らせいたしましたが、その後、課徴金についての審判手続開始決定書を金融庁長官より受領いたしました。

当社は、本日開催の取締役会において、同通知書に記載の課徴金にかかる金融商品取引法第178条第1項第2号及び第4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官に提出することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、金融庁からの課徴金の納付命令の決定に従い、当該課徴金（納付すべき課徴金の金額額3440万円）を納付いたします。

当社は、このたびの事態を厳粛に受け止め、内部管理体制の強化等を通して再発防止及び信頼回復に努めてまいります。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

以 上